

最終更新日: 2016年3月24日

リアルコム株式会社

代表取締役社長 龍 潤生

問合せ先: 取締役 吉永 正紀

証券コード: 3856

http://www.realcom.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、お客様、株主、従業員、その他取引先等の全ての利害関係者の方々に対して当社グループとして果たすべき社会的責任を強く認識し、それを全うすることが経営上の最大の目標である企業価値の向上に繋がると考えております。この目標を達成する手段としてコーポレートガバナンスを捉え、経営の効率性とコンプライアンスの遵守の両面を総合的に判断し、透明性のある健全な企業統治の体制を構築してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

基本原則のすべてを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
龍 潤生	1,782,050	35.35
巖 平	388,350	7.70
日野 豊	252,000	5.00
山下 博	185,800	3.69
有限会社飯塚フューチャーデザイン	62,000	1.23
野村證券株式会社	52,100	1.03
楽天証券株式会社	50,700	1.00
飯塚 芳枝	39,300	0.78
檀 和利	36,400	0.72
宝生流通システム株式会社	34,000	0.68

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 マザーズ
-------------	---------

決算期	6 月
-----	-----

業種	情報・通信業
----	--------

直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満
---------------------	--------

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
-------------------	---------

直前事業年度末における連結子会社数	10社未満
-------------------	-------

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	8名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	4名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
会田 政行	他の会社の出身者											○

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
会田 政行		——	客観的、中立的な立場であることに加え、主に建設機械販売の業務について豊富な知識と経験をもち、またメガソーラーの動向についても、造詣が深く、適切に経営を監視することが可能であると考えております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名

監査役の人数	4 名
--------	-----

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役は、監査法人より監査計画及び監査結果の報告を受けるとともに、定期的及び必要に応じて随時会合を持ち、会計上及び業務上の課題についての意見及び情報の交換を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
若杉 武治	他の会社の出身者													○
齋藤 繁喜	他の会社の出身者													○
村瀬 忠男	他の会社の出身者													○
北村 克己	他の会社の出身者													○

- ※ 会社との関係についての選択項目
 ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
 ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
 a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 d 上場会社の親会社の監査役
 e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
若杉 武治	○	東京証券取引所の定める一般株主と利益相反が生じるおそれのない社外監査役であり、独立役員として選任しております。	常勤の社外監査役であります。同氏は銀行勤務における豊富な経験に加え、IT業界を含む事業会社数社での管理本部長や監査役の経験があり、財務、経理に関する知見を有していることにより、当社の監査機能強化に適任であると考えております。
齋藤 繁喜		_____	これまで多数の企業における社外監査役等の豊富な経験を活かし、当社取締役及び取締役会に対する監督機能の強化に適任であると考えております。
村瀬 忠男		_____	これまで企業における経営陣としての豊富な経験を活かし、当社取締役及び取締役会に対する監督機能の強化に適任であると考えております。
北村 克己		_____	弁護士としての豊富なキャリアと企業法人に係る高い専門的知見を有しており、当社経営に対し、高度かつ専門的な観点から助言をいただくため社外監査役に適任であると考えております。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1名
その他独立役員に関する事項	

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入
該当項目に関する補足説明	
業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的とし、その経営成績向上への寄与度、期待度に応じてストックオプションを付与しております。	
ストックオプションの付与対象者	社内取締役、社外取締役、社外監査役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他
該当項目に関する補足説明	

取締役、監査役だけでなく、従業員及び外部協力者に対してもストックオプションを付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	
当連結会計年度(平成26年7月1日から平成27年6月30日まで)における当社の取締役及び監査役に対する役員報酬は以下のとおりであります。 社内取締役を支払った報酬 33,319千円 社外取締役に支払った報酬 ー千円 社外監査役に支払った報酬 9,000千円	
報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

当社の役員報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針は、以下の内容で決定しております。

取締役の報酬は定款の定めに基づき、株主総会で決議された総額等の範囲内で、代表取締役社長が取締役の職務の重要性、取締役の責任の重大性、会社の業績、社員給与とのバランスを総合的に勘案し、取締役会に諮って決定する。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役に対しては、管理部門がサポートを行っております。取締役会の開催に当っては事前に議案の通知を行い、必要に応じて資料の配布や事前説明を実施しております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

(ア)当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要
当社のコーポレート・ガバナンス及び内部統制システムの概要は以下のとおりであります。

(イ)株主総会
株主総会は、会社の最高意思決定機関であり、会社の所有者である株主に対する貴重な情報提供及び情報交換、権利行使の場であると認識しております。従いまして、積極的なIR活動とタイムリー・ディスクロージャー精神のもと、株主の権利行使に適した環境を構築することを目的に、より開かれた株主総会にすべく、その運営方法につきましては工夫を重ねていく所存であります。

(ウ)取締役会
取締役会は、本書提出日現在において社外取締役1名を含む4名で構成されています。広い見地から意思決定、業務執行の監督を行っており、毎月1回定期的に、また必要に応じて随時開催しております。グループ各事業の状況及び業績の進捗を把握するとともに、コーポレート・ガバナンスの強化にも努めております。なお、取締役会には、監査役4名も出席して、取締役会の業務執行について監査をしております。

(エ)監査役会監査の状況

当社は監査役会制度を採用しており、常勤の社外監査役1名と非常勤の社外監査役3名で構成されております。いずれも財務、会計に関する知見を有し、他社において取締役及び監査役としての経験を有しております。監査役会は毎月開催され、各監査役は各事業年度に策定する年間監査計画に従い、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。また監査役は、内部監査担当部門及び会計監査人と情報交換、意見交換を行うことによって、会計監査及び業務監査等について総括的な確認を行い、取締役の業務執行の状況を効率的、合理的に把握し、監督の実効性を高めております。

(オ)内部監査の状況

当社は内部監査を独立した部門とはせず、内部監査規程に基づき、被監査部門を所管しないグループ長が責任者となって、各部門の内部監査を実施しております。内部監査は、被監査部門を所管しないグループ長及び被監査部門に所属しない従業員1～2名の2～3名体制であり、各部署の所轄業務が法令、定款、社内諸規程及び諸取扱要領に従い適正かつ有効に運用されているか否かを、各年度に策定する年度監査計画に従って調査しております。その結果を代表取締役へ報告するとともに適正な指導を行い、会社における不正、誤謬の未然防止、正確な管理情報の提供、財産の保全、業務活動の改善向上を図り、経営効率の増進に資することをその目的としております。また、監査役会及び会計監査人に対して、業務監査結果を報告することで監査役及び会計監査人との連携を図り、業務執行における違法性の排除と効率性の向上に努めております。

(カ)会計監査の状況

当社は、監査法人アヴァンティアと金融商品取引法に基づく監査について監査契約を締結し、監査法人アヴァンティアは、監査人として独立の立場から財務諸表に対する意見を表明しております。当事業年度において業務執行した公認会計士は、以下のとおりであります。

・業務執行した公認会計士の氏名

代表社員 業務執行社員：小笠原直、戸城秀樹

※継続監査年数については、全員7年以内であるため記載を省略しております。

・会計監査業務に係る補助者の構成

公認会計士7名、その他4名

(キ)社外取締役及び社外監査役との関係及び独立性に関する基準又は方針の内容

当社は社外取締役1名、社外監査役4名を選出しております。

社外取締役の会田政行氏は、客観的、中立的な立場であることに加え、主に建機業界について豊富な知識と経験を持ち、またメガソーラーの動向についても造詣が深く、適切に経営を監視することが可能であると考えております。

社外監査役の若杉武治氏は、常勤の社外監査役であります。同氏は銀行勤務における豊富な経験に加え、IT業界を含む事業会社数社での管理本部長や監査役の経験があり、財務、経理に関する知見を有していることより、当社の監査機能強化に適任であると考えております。

社外監査役の齋藤繁喜氏は、これまで多数の企業における社外監査役等の豊富な経験を活かし、当社取締役及び取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に適任であると考えております。

社外監査役の村瀬忠男氏は、上場企業での取締役及び監査役の経験を有しており、当社取締役及び取締役会による業務執行に対する監督機能の強化に適任であると考えております。

社外監査役の北村克己氏は、弁護士としての豊富な経験と専門知識を有しており、主にコンプライアンスの観点から有益なアドバイスをいただけるものと考えております。

また、平成27年6月30日現在、社外取締役会田政行氏は12,000株保有しており、それ以外に当社の社外取締役及び社外監査役と当社との間に、人的関係又は取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、社外取締役又は社外監査役を選任するための提出会社からの独立性に関する基準又は方針は定めておりませんが、社外取締役及び社外監査役の選任にあたり、人間関係、資本関係及び取引関係その他の利害関係から候補者の独立性を判断すると共に、企業統治、内部統制、財務報告の経験、知識などを総合的に判断しております。このような判断の下に社外取締役及び社外監査役を選任することにより、社外からの立場での常識的な意見を得ることで適格な経営判断を行なうように努めております。各社外取締役及び社外監査役は、これまでの経験を活かし、業務執行を行う経営陣から独立した客観的な視点において経営の監督とチェック機能を果たしております。

(ク)顧問弁護士

当社は外部の法律事務所と顧問契約を締結しており、必要に応じてコンプライアンス遵守のために必要な助言を受けており、法律面における経営上の問題が起きることのないよう努めております。

(ケ)ディスクロージャー

経営の透明性を高め、情報の非対称性による利害関係者の不利益を最小にするため、会社の経営情報の適時適切な情報開示(ディスクロージャー)に努めてまいります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の現状のコーポレート・ガバナンス体制については、株主を始めとする利害関係者の方々に対して社会的責任をまっとうするため、経営効率性、社会性の両面を総合的に判断し、迅速に対応できる企業統治体制であると考えております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会招集通知については、ホームページ等への掲載を行い、確認を容易にしております。 また株主総会終了後には総会資料に準拠する資料の開示を図っております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回以上、アナリスト・機関投資家向けならびに個人投資家向け会社説明会を実施する予定としています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページ内にIR情報コーナーを設け、決算短信、有価証券報告書、四半期報告書、その他適時開示等について、タイムリーに当社ホームページへの掲載を行っております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理部がIRに関する部署となっております、取締役がその責任者となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社行動規範においては、お客様第一主義を掲げており、常にステークホルダーの視点に立って業務を遂行することを心がけております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、次の通りに内部統制システムに関して、業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

(ア)当社及び子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び子会社においては、企業の役員・使用人は、法令遵守は当然のこととして、社会の構成員としての企業人・社会人として求められる倫理観・価値観に基づき誠実に行動することが求められる。当社及び子会社は、このような認識に基づき、社会規範・倫理そして法令などの遵守及び反社会的勢力排除のための基本方針の策定等により公正かつ適切な経営の実現と市民社会との調和を図る。
2. 当社及び子会社の役員は、この実践のため経営理念及び行動規範に従い、当社グループ全体における企業倫理の遵守及び浸透を率先垂範して行う。
3. 法令・定款等のコンプライアンスについては、管理部門責任者が責任者となり、当社グループの組織横断的なコンプライアンス体制の整備及び問題点の把握に努める。

(イ)当社及び子会社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

1. 当社及び子会社は、経営理念、行動規範の実践的運用と徹底を行う体制を構築するとともに、反社会的勢力排除の基本方針を遵守する体制を構築する。また、代表取締役及び業務執行を担当する取締役に、従業員に対するコンプライアンス教育・啓発を行わせる。
2. 当社及び子会社の役員・従業員は、当社グループにおける重大な法令違反その他のコンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合、管理部門責任者または代表取締役に報告するものとする。管理部門責任者は、当該報告された事実についての調査を指揮・監督し、代表取締役と協議のうえ、必要と認める場合適切な対策を決定する。
3. 法令違反を未然に防ぐため、コンプライアンス・ホットラインとして「内部通報制度」を整備し全従業員への周知を図る。当該内部通報制度は、常勤監査役及び社外の弁護士を通報先とし、通報者の希望により匿名性を保障するとともに、通報者に不利益がないことを確保する。
4. 重要な通報については、その内容と会社の対応状況・結果について、適切に当社グループの役員・従業員に開示し、周知徹底する。
5. 代表取締役は、内部監査部門を統括する。内部監査部門は、代表取締役の指示に基づいて、業務執行状況の内部監査を行う。

(ウ)取締役の職務の執行に係る情報保存及び管理に関する体制

1. 取締役は、職務の執行に係る以下の文書（電磁的記録を含む）その他の重要な情報を、社内規程に基づいて、それぞれの担当職務に従い適切に保存かつ管理する。
 - (1)株主総会議事録と関連資料
 - (2)取締役会議事録と関連資料
 - (3)取締役会が主催するその他の重要な会議の議事の経過の記録または指示事項と関連資料
 - (4)取締役を決定者とする決定書類及び付属書類
 - (5)その他取締役の職務に関する重要な文書
2. 管理部門責任者は、上記1における情報の保存及び管理を監視・監督する責任者（以下「統制監視責任者」という）となる。
3. 統制監視責任者の業務執行を円滑に行うため、必要に応じて社外の弁護士に助言を求める。
4. 上記1に定める文書は、少なくとも10年間保管するものとし、必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

(エ)当社及び子会社の損失の危機の管理に関する規程その他の体制

1. 当社及び子会社の取締役会は、企業価値を高め、企業活動の持続的発展を実現することを脅かすあらゆるリスク（不確実性）に対処すべく、常勤取締役に対して、経営会議において決定された施策の実践的運用を委嘱する。
2. 当社及び子会社の経営会議において、当社グループの組織横断的なリスクマネジメント体制の整備、問題点の把握及び危機発生時の対応を行う。
3. 経営計画の執行の最高責任者である代表取締役は、経営戦略・経営計画の策定や戦略的アクションの意思決定に必要な経営戦略リスクのアセスメントを行い、当社及び子会社の取締役会等における経営判断に際してこれを重要な判断材料として提供する。
4. 上記の他、以下のリスクにおける事業の継続を確保するための体制を整備する。
 - (1)地震、洪水、事故、火災等の災害により重大な損失を被るリスク
 - (2)役員・従業員の不適正な業務執行により生産・販売活動等に重大な支障をきたすリスク
 - (3)基幹ITシステムが正常に機能しないことにより重大な損害を被るリスク
 - (4)その他、取締役会が極めて重大と判断するリスク

(オ)当社及び子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

1. 当社及び子会社の取締役会の意思決定の妥当性を高めるため、当社の取締役のうち1名以上は社外取締役とし、子会社についても、重要度及び支配比率等に鑑み、社外取締役の選任を検討する。
2. 当社及び子会社の取締役会は、取締役会が定める経営機構、代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役等の職務分掌に基づいて、代表取締役及び各業務担当取締役に業務の執行を行わせる。
3. 代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、組織規程及び職務権限規程に定める機関または手続きにより必要な決定を行う。これらの規程は、法令の改廃・職務執行の効率化の必要がある場合は、随時見直すべきものとする。
4. 当社の取締役会は、当社グループ全体について統括をし、その事業計画の効率的な運営と監視・監督の体制の整備を行う。

(カ) 当社並びに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

1. 当社は、業務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための諸施策に加え、当社グループとしての業務の適正と効率性を確保するために必要な、規範・規則を当社グループの規程として整備する。
2. 当社グループの業務執行の状況については、定期的に取り締役会または経営会議に報告されるものとする。
3. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、随時子会社から業務執行の状況の報告を求めるものとする。
4. 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし、適切なものでなければならない。
5. 代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、それぞれの職務分掌に従い、グループ会社が適切な内部統制システムの整備を行うよう指導する。これには代表取締役がグループ各社の取締役に對し、取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制について指導することを含む。
6. 内部監査部門は、当社グループにおける内部監査を実施または統括し、当社グループの業務全般にわたる内部統制の有効性及び妥当性を確保する。内部監査の年次計画、実施状況及びその結果は、その重要度に応じて取締役会等の所定の機関に報告されなければならない。
7. 監査役が、監査役自らまたは監査役会を通じて当社グループの連結経営に對したグループ全体の監視・監査を実効的かつ適正に行えるよう会計監査人及び内部監査部門との緊密な連携等適格な体制を構築する。

(キ) 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するために、「財務報告の基本方針」を定める。

「財務報告の基本方針」

1) 適正な会計処理の実施

・当社及び子会社は、会計処理に係る法令及び会計基準等に適合した内容の経理規程及び会計関連諸規則等を制定し、必要に応じてこれを改定・整備する。また、役員及び全従業員がこれを理解し遵守するよう、社内情報ネットワークへの掲載等を通じて周知徹底を図る。

2) 内部統制の有効性の確保

・当社及び子会社は、金融商品取引法の内部統制に関する規定に則り、財務報告の適正性を確保するため、財務報告の信頼性に影響を与える可能性のある事象を抽出し、これを分析・評価し、不備等の存在が判明した場合には、必要に応じて関連規程や業務プロセスを修正する等、適宜内部統制システムの改善を図る。
・当社及び子会社は、内部統制システムの整備・運用を進める際には、IT環境を踏まえたうえでこれを実施する。

3) 信頼性のある財務報告を実現するための体制

・当社及び子会社は、代表取締役を委員長とする「内部統制委員会」を設置し、適正な内部統制報告書の提出を通じて、信頼性のある財務報告を開示することに全社を挙げて取り組む。

(ク) 監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

1. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合は、必要に応じて監査役の業務補助のための監査スタッフを置く。
2. 取締役からの独立性を確保するため、監査スタッフの人事については、取締役は監査役の意見を尊重する。
3. 監査スタッフは、監査役の業務を補助するに際しては、専ら監査役の指揮命令に従うものとする。

(ケ) 当社及び子会社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び監査役に報告をした者が報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

1. 当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会等の重要な会議において随時その担当する業務の執行状況の報告を行う。

2. 当社及び子会社の代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、以下に定める事項について、発見次第速やかに監査役に対して報告を行う。

(1) 会社の信用を大きく低下させたもの、またはその恐れのあるもの

- (2)会社の業績に大きく影響を与えたもの、またはその恐れのあるもの
- (3)社内外への環境、安全、衛生または製造物責任に関する重大な被害を与えたもの、またはその恐れのあるもの
- (4)行動規範への違反で重大なもの
- (5)その他上記(1)～(4)に準じる事項

3. 当社及び子会社の役員・従業員は、監査役が当事業の報告を求めた場合、または監査役が当社グループの業務及び財産の状況を調査する場合は、迅速かつ的確に対応する。

4. 当社及び子会社において内部通報制度による通報があった場合、その報告者に対し、報告を理由とした不利な取扱いを行わない旨を当社及び子会社のコンプライアンス・ホットラインとして規程に定めて徹底する。

(コ) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は償還の処理に係る方針に関する事項その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

1. 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理は、監査役からの申請に基づき適切に行う。

2. 監査役の過半数は社外監査役とし、対外的な透明性を担保する。

3. 監査役は、代表取締役との定期的な意見交換を持つこととし、また内部監査部門と密接な連携を保つ。さらに、監査役は、会計監査人から会計監査結果について説明を受けるとともに、情報の交換を行うなど連携を図る。

4. 監査役会は、独自に意見形成をするため、また、監査の実施にあたり必要と認めるときは、自らの判断で、公認会計士、コンサルタントその他外部のアドバイザーを活用することができる。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切関係を持たず、全ての取締役、監査役に対して反社会的勢力及びその関係者や団体との接触や取引など一切の関りを禁止することを基本方針としております。反社会的勢力及びその関係者や団体からの接触があった場合は、直ちに顧問弁護士や所轄警察署と連携し、毅然とした姿勢で組織的かつ法令に即して対処します。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、現時点では買収防衛に関する具体的な施策を講じてはおりませんが、企業価値を向上するために必要な情報収集、研究、施策検討を行っております。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

